

令和5年3月24日
産業環境部環境政策課環境推進係

報道機関各位

県内初 動物愛護団体および飼い主のいない猫の手術を支援します

市は、令和5年度から県内初となる動物愛護のための新たな補助制度を創設します。

市内で活動する動物愛護団体の保護活動費用に対して支援を行います。これから動物愛護活動を行う団体も、現在すでに活動している団体も補助対象となります。

また、市民が飼い主のいない猫に対して不妊または去勢手術を実施した場合に、通常の補助に加えて、特別に加算金を追加して補助金を交付します。

これからも「動物にやさしいまち あんなか」を目指して、取り組んでまいります。

○動物愛護団体に対する補助金(県内初、令和5年度から新設)

補助金額:1団体あたり上限10万円(補助対象経費の1/2以内)

補助対象経費:保護活動にかかる費用(不妊・去勢手術費用は含まない)

補助対象団体:主たる事務所が市内にある団体

団体等を構成する者の過半数が市内に住所を有している団体
成人3人以上で構成する団体

○猫の不妊または去勢手術費用の補助金(加算分は県内初、それ以外は従前どおり)

飼い猫の場合

補助金額:不妊手術(メス)5,000円/匹

去勢手術(オス)3,000円/匹

飼い主のいない猫の場合

補助金額:不妊手術(メス)8,000円/匹(3,000円加算)

去勢手術(オス)5,000円/匹(2,000円加算)

【問い合わせ】

産業環境部環境政策課環境推進係

Tel027-382-1111(内線1882)